



令和5年度
第1回高知県立盲学校運営協議会



期 日 令和5年8月10日(金)
時 間 9:30~10:30
場 所 校長室

次 第

- 1 会長挨拶
- 2 自己紹介
- 3 令和5年度の学校概要について
- 4 意見交換
- 5 その他・事務連絡
- 6 学校長挨拶

学校運営協議会設置要項

高知県立盲学校

(設置及び目的)

第1条 高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第2条第1項及び第2項に基づき、本校に「高知県立盲学校運営協議会」(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、10名以内とする。委員は次の各号に掲げる者の中から、校長が推薦し教育委員会が任命した者で構成する。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 学校関係者
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 前各号に掲げるものの他、教育委員会が適当と認める者
- 2 委員については、別表に掲げる者とする。
- 3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職とする。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う補欠の欠員の委員の任期は、前任者の残任機関とする。

(委員の服務)

第4条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
- (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(役員等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 学校は校長の任命する事務局長を置き、協議会の活動全般に関する実務を行う。

(会議)

第6条 会長は校長と協議のうえ、協議会の会議を招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(基本的な方針の承認等)

第7条 協議会は規則第8条第2項に基づき、学校運営に関する基本的な方針(以下「基本的な方針」という。)について協議し、校長は基本的な方針について、協議会の承認を得て学校運営を行うものとする。

2 第1項にかかわる基本的な方針は、規則第8条第1項に基づき、次に掲げる事項とする。

- (1) 教育目標に関する事。
- (2) 学校の経営計画に関する事。
- (3) 学校組織の編成に関する事。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項に関する事。

(意見の聴取)

第8条 協議会は教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第9条 協議会は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く)について、意見を述べることができる。

(意見等の把握及び情報の提供)

第10条 協議会は児童生徒及び保護者等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めるとともに、児童及び生徒については、必要に応じて意見を聴くものとする。

2 協議会は保護者等に対して、学校の運営及び必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(教育委員会による指導及び助言等)

第11条 校長は必要に応じて、教育委員会に協議会の運営に関し、指導及び助言を求めることができる。

2 前項により指導及び助言を求める場合、校長は教育委員会に対して、情報提供及び説明を行い、協議会が適切な活動を行うことができるように努める。

(委員の解任)

第12条 校長は辞任の申し出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、教育委員会に承認を経て委員を解任することができる。

- (1) 第5条の規定に違反したとき。
- (2) 病気等のためにその職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する自由が認められるとき。

2 校長は委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるほか、本会の運営について必要な事項は、協議会の協議で定める。

附則 この要項は令和2年11月1日から施行する。

令和5年度高知県立盲学校運営協議会委員名簿

番号	氏名	所属等	区分
1	原田 浩平	小高坂各種団体連携協議会会長	地域住民
2	内川 文博	越前町1丁目北町内会会長	地域住民
3	井上 牧	高知県立盲学校PTA会長（高等部）	保護者
4	高橋 鈴香	高知県立盲学校PTA役員（高等部）	保護者
5	高田 麻美	高知県立盲学校PTA副会長（小学部）	保護者
6	上村 雅志	社会福祉法人 小高坂更生センター理事長	学校の運営に 資する者
7	金平 景介	高知県身体障害者連合会 視覚障害者生活訓練指導員	学校の運営に 資する者
8	西岡 和美	オーテピア高知 声と点字の図書館館長	学校の運営に 資する者
9	伊藤 正孝	高知県進学協議会事務局長	学識経験を 有する者
10	中野 直喜	高知県立盲学校長	学校関係者

（組織）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10名以内とする。委員は次の各号に掲げる者の中から、校長が推薦し教育委員会が任命した者で構成する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げるものの他、教育委員会が適当と認める者

（委員の服務）

第4条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) その職を退いた後も含めて職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- (2) 協議会及び対象学校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。
- (3) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

○ 令和5年度の学校概要について

1 沿革について

昭和4年2月20日(創立記念日)に文部大臣より高知県立盲啞学校の設立が認可され本年度で創立95年を迎え、県内唯一の視覚障害教育を行う学校としてその役割を担ってきた。

*令和4年度までの卒業生・修了生数

(幼16名 小257名 中290名 高普135名 高保143名 高専154名)

2 令和5年度人事異動について(令和4年4月1日付)

【退職】

No.	氏名	職名	新所属	備考
1	八木 千晶	校長		R5.3.31 退職
2	吉本 史	教諭		R5.3.31 退職
3	中西 和子	教諭		R5.3.31 退職
4	森 美夢	教諭		R5.3.31 退職
5	竹村 抄希子	寄宿舍指導員		R5.3.31 退職

【転出】

No.	氏名	職名	新所属	備考
1	正岡 佳代	教頭	山田特別支援学校	副校長
2	中野 美優	教諭	高知江の口特別支援学校	
3	川崎 由布奈	教諭	高知若草特別支援学校	
4	近藤 択磨	教諭	中村特別支援学校	
5	近藤 牧	主幹	高知工業高等学校	
6	上光 陽子	教諭		

【転入】

No.	氏名	職名	旧所属	備考
1	中野 直喜	校長	山田特別支援学校	
2	丸山 則昭	教頭	高知若草特別支援学校	
3	清本 素子	教諭	高知南高等学校	
4	久保 浩平	教諭	高知若草特別支援学校	
5	藤代 晶子	任期付教諭	高知ろう学校	
6	岡林 江里子	寄宿舍指導員	山田特別支援学校	
7	松本 知佳	主幹	高知若草特別支援学校 土佐希望の家分校	
8	宮川 久美	主幹	日高特別支援学校	

【再任用】

No.	氏名	職名	新所属	備考
1	川村 瑞	教諭		

※期限付講師

期限付寄宿舎指導員 谷岡 ひとみ 山岡 憲幸

※会計年度任用職員

- ・時間講師 井上 真由子
- ・非常勤看護師 西森 幸、大崎 美代子、横山 ふみ
- ・事務補助 大久保 緑 (~6/30)
- ・用務補助 藤本 幸彦、川畑 翔、曾田 美紀
- ・臨時連絡員(宿日直代替) 宮崎 一雄、結城 条
- ・非常勤寄宿舎指導員 竹村 抄希子、山崎 志穂、中村 福子、浅野 淳子、細川 順子

3 令和5年度教職員数について

校長	教頭	事務長	教諭	養護教諭	学校栄養職員	実習助手	寄宿舎指導員	期限付寄宿舎指導員	主幹	主査	会計年度任用職員	計
1	1	1	28	1	1	3	7	2	2	1	15	63

*教諭28名のうち、1名(産休)は任期付教諭で代替

*会計年度任用職員

(時間講師、非常勤看護師、事務補助、用務補助、非常勤寄宿舎指導員、臨時連絡員)

*スクールカウンセラー1名

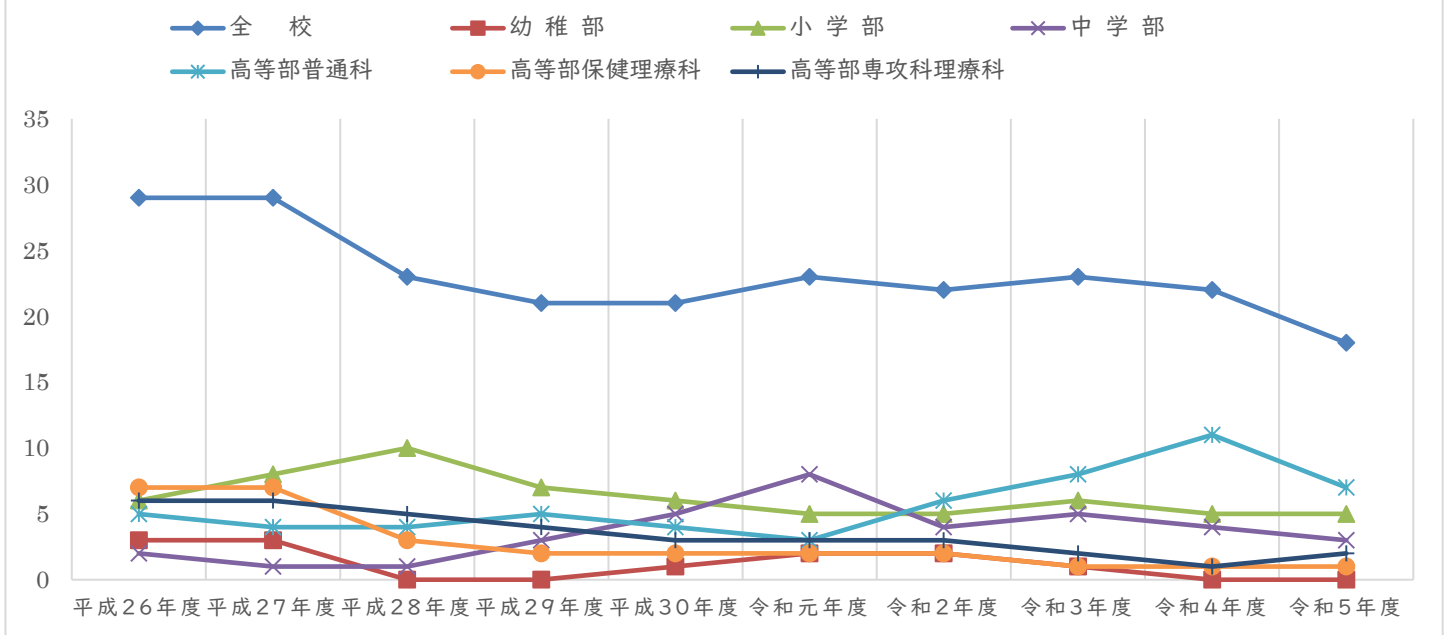
4 令和5年度幼児児童生徒数について 18名(うち舎生6名)

学部	性別		計	備考
	男子	女子		
幼稚部	0	0	0	
小学部	4	1	5	2年生:1名 3年生:2名 5年生:2名
中学部	1	2	3	2年生:1名 2年生:2名
高等部(普通)	5	2	7	1年生:1名 2年生:3名 3年生:3名
高等部(保理)	1	0	1	1年生
高等部(専理)	0	2	2	1年生
計	11	7	18	

5 幼児児童生徒数推移(平成26年度～令和5年度)について

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 校	29	29	23	21	21	23	22	23	22	18
幼 稚 部	3	3	0	0	1	2	2	1	0	0
小 学 部	6	8	10	7	6	5	5	6	5	5
中 学 部	2	1	1	3	5	8	4	5	4	3
高等部普通科	5	4	4	5	4	3	6	8	11	7
高等部保健医療科	7	7	3	2	2	2	2	1	1	1
高等部専攻科理療科	6	6	5	4	3	3	3	2	1	2

幼児児童生徒数推移(平成26年度～令和5年度)



6 令和5年度の学校経営計画について

(1) 校訓 「友愛」「協力」「感謝」

(2) 学校教育目標

『夢に向かって「自らまなび」「社会とつながり」「たくましくあゆむ」生きる力を育てる』

(3) 目指す学校像

『視覚障害教育の専門性を発揮し、生きる力を育む確かな教育を推進する学校』

- ① 一人一人が確かな学力と専門技術を身に付け、社会参加と自立に向けて学ぶ意欲を持てる学校
- ② 一人一人の人権が尊重され、安心して学習・生活ができる環境が整った学校

- ③ 地域のニーズに応える、視覚障害教育のセンター的機能を発揮する学校
- ④ 教職員一人一人が教育公務員としての自覚と誇りを持ち、切磋琢磨、協働しチームとして教育に取り組む学校
- ⑤ 幼児児童生徒、保護者、地域、県民から信頼、必要とされる社会に開かれた学校

(4) 目指す幼児児童生徒像

【知】「自らまなぶ」

主体的、意欲的に学び続けることができる幼児児童生徒

【徳】「社会とつながる」

周りの仲間とのつながりを大切にし、社会参加できる幼児児童生徒

【体】「たくましくあゆむ」

自ら障害に向き合い、自己実現に向けて積極的に行動できる幼児児童生徒

(5) 目指す教職員像

- ① 幼児児童生徒の可能性を最大限広げることができる教職員
- ② 人間性豊かで信頼される教職員
- ③ 使命感と情熱をもち、学び続ける教職員
- ④ 互いを尊重し支え合える教職員

(6) 各学部・寄宿舍教育目標

○幼稚部教育目標

【知】視覚、触覚、聴覚等のあらゆる感覚を養い、自分でできることを増やす。

【徳】人とのやりとりを通して、考えたり、きまりがあることに気づいたりするとともに、友達を思いやる心を育てる。

【体】生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を養う。

○小学部教育目標

【知】学ぶ意欲を引き出し、基礎学力の定着を図る。

【徳】人との関わり合いを通して、決まりを守り、豊かな表現力と互いを思いやる気持ちを養う。

【体】自ら問題を見つけ、自らが考え、主体的に取り組む態度を養う。

○中学部教育目標

【知】学ぶための方法を自ら選び、基礎学力を伸ばす。

【徳】集団の一員としての意識を持ち、仲間を大切にする気持ちや態度を養う。

【体】「たくましくあゆむ」自分らしさについて考え、個性の伸長を図る。

○高等部教育目標

(本科普通科)

【知】自らの学び方を確立し、主体的に生きるために必要な知識・技能・態度を身に付ける。

【徳】社会の一員としての自覚を持ち、社会参加を目指す。

【体】自らの能力、特性を生かした進路の実現を図る。

(本科保健医療科、専攻科理療科)

【知】粘り強く学び、広い知識、高い技術の習得と国家試験合格を目指す。

【徳】仲間を大切にし、理療師として社会的役割を果たす人材を育成する。

【体】自己の障害を理解し、不便さを改善する方法を身に付けるとともに、他者に伝え協力を得る力を養う。

○寄宿舍教育目標

【知】寄宿舍生活を通じて規則正しい生活習慣の育成を図る。

【徳】行事などを通して、舎生同志の交流を図り、よりよい人間関係を築く力を育てる。

【体】余暇時間を活用し、学齢に合わせた生活経験の場を広げ自主性や協調性・社会性の育成を図る。



令和5年度 高知県立盲学校グランドビジョン

《高知県の教育の基本理念》

- (1) 学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち
- (2) 郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材《取組の方向性》

《6つの基本方針》

- ①チーム学校の推進
- ②厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実
- ③デジタル社会に向けた教育の推進
- ④地域との連携・協働
- ⑤就学前教育の充実
- ⑥生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

《6つの基本方針に関わる横断的な取組》

- ①不登校への相応的な対応
- ②学校における働き方改革の推進
- *第2期教育等の振興に関する施策の大綱
- *第3期高知県教育振興計画



《令和5年度の取組概要》

3年間余りのコロナ禍において、安全・安心に送れる学校生活が何より大切であることを再認識した。この3年間で ICT を活用した様々な活動が飛躍的に進んだ一方、盲学校に在籍する児童生徒にとっては、直接的な体験や触れることの大切さをあらためて確認することとなった。

今一度、安全・安心な学校とはについて問い直し、学校の危機管理体制を再構築するとともに、家庭・地域等と連携した安全教育等を推進することにより生きる力を育て、その取組と成果を本校の魅力として発信していく。

- ◆視覚障害教育の専門性を向上させるとともに、ICTの活用、学習評価の充実をとおして主体的・対話的で深い学びによる生きる力の育成を目指す。
 - ◆文化芸術・スポーツ・健康に関する取組の充実により、生涯を通じて人と関わり豊かな生活を送ることができる生きる力の育成を目指す。
 - ◆「視覚障害教育の専門性」・「防災・安全教育」の観点から理解啓発・情報発信を行い、社会に開かれた学校としての役割を果たす。
 - ◆業務の効率化、削減及び平準化に取り組むとともにやりがいを感じて働ける職場づくりをめざす。
- ※令和5年度高知県学校安全総合推進事業実施校

【学校教育目標】 夢に向かって「自らまなび」「社会とつながり」「たくましくあゆむ」生きる力を育てる

『視覚障害教育の専門性を発揮し、生きる力を育む確かな教育を推進する学校』

目指す学校像

- (1) 一人一人が確かな学力と専門技術を身に付け、社会参加と自立に向けて学ぶ意欲を持てる学校
- (2) 一人一人の人権が尊重され、安心して学習・生活ができる環境が整った学校
- (3) 地域のニーズに応える、視覚障害教育のセンター的機能を発揮する学校
- (4) 教職員一人一人が教育公務員としての自覚と誇りを持ち、切磋琢磨、協働しチームとして教育に取り組む
- (5) 幼児児童生徒、保護者、地域、県民から信頼、必要とされる社会に開かれた学校

目指す幼児児童生徒像

- 【知】「自らまなび」 主体的、意欲的に学び続けることができる幼児児童生徒
- 【徳】「社会とつながる」 周りの仲間とのつながりを大切に、社会参加できる幼児児童生徒
- 【体】「たくましくあゆむ」 自ら障害に向き合い、自己実現に向けて積極的に行動できる幼児児童生徒

校訓

『友愛』『協力』『感謝』



目指す教職員像

- (1) 幼児児童生徒の可能性を最大限広げることができる教職員
- (2) 人間性豊かで信頼される教職員
- (3) 使命感と情熱をもち、学び続ける教職員
- (4) 互いを尊重し支え合える教職員



「チーム高知盲、100年目に向けて着実に歩みを進めよう!～高めよう専門性、広めよう地域・社会に～」

令和5年度キーワード みんなでつこう「安全・安心」な学校!

I 主体的・対話的な深い学びの実現

視覚障害教育の専門性を向上させるとともに、ICTの活用、学習評価の充実をとおして主体的・対話的で深い学びによる生きる力の育成を目指す。

II よりよく生きる力の育成

文化芸術・スポーツ・健康に関する取組の充実により、生涯を通じて人と関わり豊かな生活を送ることができる生きる力の育成を目指す。

III 盲学校の魅力発信

「視覚障害教育の専門性」・「防災・安全教育」の観点から理解啓発・情報発信を行い、社会に開かれた学校としての役割を果たす。

IV 働き方改革の推進

業務の効率化、削減及び平準化に取り組むとともにやりがいを感じて働ける職場づくりを目指す。

具体的な取り組み

- 専門性チェックリストの見直しと集計結果の効果的な活用
- 自立活動充実事業の効果的な実施
- 理療科教員とのさらなる連携。
- 専門基礎研修グループを活用した授業研究
- 専門性向上につながる研修会の実施
- ICTを活用した教材教具発表会の実施
- GIGAスクールサポーターの効果的な活用
- 盲学校としての指導案雛型の作成
- 学習評価に関する研修の実施
- 実践集録の作成
- 学部間で教育課程の見直しを検討する場を設定し、出された課題を次年度の教育課程の改善につなげる。

- 昨年度の成果と課題を生かした各学部等による食育の推進
- 学部・専門委員会・生徒会と連携した食育の実施
- 地域とつながる食育・文化芸術・スポーツに関する教育活動の計画的な実施
- 公共の文化施設等の積極的な活用と連携
- 読書週間の計画的な実施(年2回以上)
- 中国四国地区盲学校体育大会と連携したスポーツに関する取組実施
- 個別の教育支援計画への余暇活動に関する記述についての検討・実施
- ワーキンググループ及び各学部、寄宿舎での検討

- SNSを活用したホームページでの効果的な発信。
- 管理職、サポート部、進路部を中心とした関係機関への直接訪問の実施(リーフレットの配付や学校概要の説明等)
- 地域の学校や外部関係機関への研修会等の案内(新転任者研修、盲学校公開講座等)
- 「視覚障害教育紹介」コーナー、リーフレット、紹介動画の充実及び効果的な活用
- 地域の行事等への積極的参加
- 交流及び共同学習の充実
- 令和5年度高知県学校安全総合支援事業の実施
- 地域や保護者とつながる学校安全に関する取組の実施
- 視覚障害の児童生徒の災害時等に必要支援等に関する動画やリーフレットの作成・発信
- 生徒会の学校安全に関する取組推進

- グループウェアのさらなる活用(会議前の事前連絡等)
- 分掌業務等での業務の細分化と見直し及び役割分担の明確化
- カリマネシートのより効果的な活用。
- 行事等の精選と削減
- 各様式の定型化
- メンタルヘルス研修会の実施
- ノー残業デイ及び警備開始時間の徹底、「休日のまとめ取り」の活用
- 夏季休業中の一斉閉庁日の設定

7 令和4年度卒業生の進路状況

No.	性別	学部等	区 分	進 路 先
1	男	中学部	進学	本校高等部普通科
2	女	高等部普通科	生活介護	土佐希望の家医療福祉センター 東部障害者福祉センター「ゆう」 すずめ通所センター デイサービス幸のつどい瀬戸事業所 重症児・者デイサービスずうーっと
3	男	高等部普通科	障害者支援施設入所	(社福)光道園 ※福井県
4	男	高等部普通科	就労継続支援B型事業所	なのはな
5	男	高等部普通科	就労継続支援A型事業所	あいる
6	女	高等部普通科	障害者支援施設入所	京都ライトハウス
7	男	高等部専攻科理療科	一般就労	(株)SOLA ※接骨院

8 児童生徒の活躍

○令和5年度子供の読書活動優秀実践校として、文部科学大臣表彰を受賞しました。



○第25回高知県障害者スポーツ大会

【陸上競技】

- ・50m男子 区分25-1
第1位 7秒52 クリティアン勇希クリティアン（普3）
- ・ソフトボール投げ女子 区分25-2
第1位 21m51 田村知子（専1）

【水泳競技】

- ・25m自由形女子 区分24-1
第1位 21秒11
- ・50m自由形女子 区分24-1
第1位 52秒35

○第49回中国・四国地区盲学校弁論大会（岡山大会）

- ・奨励賞 「3年間で学んだこと、そして見つけた夢」 安岡未来（普3）

○第30回中国・四国地区盲学校体育大会（高知大会）

- ・サウンドテールテニス競技 *男女ともにリーグ戦敗退
男子の部リーグ 岩本龍勝（普1）1勝1敗
女子の部リーグ 田村知子（専1）1勝1敗 安岡未来（普3）0勝2敗
他1名 0勝2敗

○令和5年度「平和への思い」作品入賞（高知市）

- ・標語部門 小学生の部 最優秀賞 手島崇人（小5）
『戦争が 終われば世界に 花が咲く』

○第37回紙とあそぼう作品展

- ・いの町紙の博物館賞（第8席）
小学部「ビリーブ」



- ・入選（第10席）
高等部普通科2年Aグループ
「高知県立モーくん遊覧飛行機」



9 学校生活の様子



新入生歓迎遠足(桂浜)



小学部学習風景



高等部普通科現場実習



サップ体験



にこにこ市





寄宿舍生活の様子(七夕・誕生日会)



ジビエに関する講話(給食はイノシシカレー)



化石出前教室



ファイティングドックス・始球式



PTA 交流会 (バーベキュー・ゲーム)



MEMO